

2016年1月21日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 室町 正志

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

ガス絶縁開閉装置事業に関する欧州一般裁判所の判決及び電力用変圧器事業に関する欧州司法裁判所の判決について

当社は、2016年1月19日、欧州のガス絶縁開閉装置事業に関して欧州一般裁判所から、同月20日、欧州の電力用変圧器事業に関して欧州司法裁判所から、それぞれ判決を受けたため、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらの判決による 2015 年度 (2016 年 3 月期) の連結業績予想の修正はありません。

記

1. ガス絶縁開閉装置事業に関する欧州一般裁判所の判決について

当社は、欧州のガス絶縁開閉装置(GIS)市場における欧州競争法違反行為に関して、欧州委員会による課徴金再賦課決定の取消及び課徴金の減額を求めて、2012年9月に欧州一般裁判所に提訴をしていましたが、2016年1月19日に、欧州一般裁判所が欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を受領しましたのでお知らせいたします。

なお、当社は当該行為に関して、2012年6月に欧州委員会から、当社単独として56.8百万ユーロ(約75.3億円)、及び三菱電機株式会社との連帯責任として4.65百万ユーロ(約6.2億円)の課徴金を賦課する決定を受けていました。

今後、判決の内容を精査し、適切な対応を講じていきます。

(現在までの経緯)

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月に欧州一般裁判所に決定の取消を求めて提訴しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は欧州司法裁判所に上訴しました。2012年6月、欧州委員会が、上述の判決により取り消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定手続及びその内容が不当であるとして、欧州一般裁判所に提訴し争っていたものです。

なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013 年 12 月に欧州司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下され、合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

2. 電力用変圧器事業に関する欧州司法裁判所の判決について

当社は2016年1月20日に、欧州の電力用変圧器市場における欧州競争法違反行為の容疑に関して、欧州司法裁判所から当社による当該行為を認める判決を受領しましたのでお知らせいたします。当社の主張が最終的に認められず大変遺憾です。

なお、当社は当該行為に関して、2009年10月に欧州委員会から、13.2百万ユーロ(約17.5億円)の課徴金を賦課する決定を受けていました。2015年度(2016年3月期)第3四半期に、17.5億円を営業外損失として計上する予定です。

(現在までの経緯)

2009 年 10 月、欧州委員会は電力用変圧器市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む 6 社に課徴金を賦課することを決定したため、同年 12 月に欧州一般裁判所に決定の取消を求めて提訴しました。2014 年 5 月、欧州一般裁判所は当社の主張を退け欧州競争法違反行為を認定する判決を下したため、同年 7 月、欧州司法裁判所に欧州一般裁判所の判決の破棄を求めて上訴していたものです。

(参考)当期連結業績予想(2015 年 12 月 21 日公表分)及び前期連結実績 (単位:億円)

	売上高	営業損益	税引前	当社株主に帰属
			当期純損益	する当期純損益
当期業績予想	62, 000	△3, 400	△3,000	△5, 500
前期実績	66, 559	1, 704	1, 366	△378